



5 予 防 第 3 7 5 号
令 和 5 年 6 月 2 1 日

公益社団法人全日本不動産協会
東京都本部
本部長 中村 裕昌 様

東京消防庁
予防部長 加藤 雅広



防火管理制度等の周知について（依頼）

平素より消防行政に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、消防法では、火災の発生を防止し、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるために、多数の者を収容する建物やその事業所においては「防火管理者」の選任と消防署への届出が義務付けられております。

また、届出後に人事異動等に伴う防火管理者の選解任が生じた場合においても、都度の届出が必要となります。

防火管理者の選任義務のある建物は多くの方が利用することから、自らの建物や財産、そして利用する方や従業員の安全を守るため、自分のところは自分で守るという認識を基に防火管理業務を適切に実施する必要がある、その中心となる防火管理者の選任及び届出が適切になされることが防火管理業務の基本となります。

つきましては、本趣旨を御理解いただき、建物・事業所の安全性の維持向上を図るため、別添えのリーフレットをご参考に、貴団体に関係する事業者等の方々に対して下記の内容について御周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1 周知内容

- (1) 防火管理者の選任及び届出について
- (2) 防火管理者による消防計画の作成及び届出について

2 その他

防火管理者の選任の要否等の建物ごとの内容に関する質問は、管轄消防署にお問い合わせください。

問合せ先

〔 防火管理課指導係 久保 井上 〕
〔 電話 03-3212-2111 内線 5122 5125 〕